

風水害編

(予防計画)

第1章 水害予防対策

- 台風や高潮等により洪水や雨水出水(*)がしばしば発生し、大きな被害をもたらしている。このため、洪水対策（総合的な治水対策）や高潮対策等について、それぞれの施策を推進している。

第1節 区の役割

- 1 防災会議に関すること。
- 2 防災に係る組織及び施設に関すること。
- 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 4 緊急輸送の確保に関すること。
- 5 避難の指示及び誘導に関すること。
- 6 水防に関すること。
- 7 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- 8 応急給水に関すること。
- 9 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- 10 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- 11 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- 12 公共施設の応急復旧に関すること。
- 13 災害復興に関すること。
- 14 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- 15 住民防災組織の育成に関すること。
- 16 事業所防災に関すること。
- 17 防災教育及び防災訓練に関すること。
- 18 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第2節 洪水対策（総合的な治水対策）

[区、下水道局東部第一下水道事務所、第五建設事務所、江東治水事務所]

1 東京都豪雨対策基本方針

頻発する局地的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの取組の方向性を明らかにした。

(1) 基本的な考え方

今後の豪雨対策においては、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（区部時間75ミリ、多摩部時間65ミリ）の降雨に対し床上浸水等の防止を目指し、河川

(*) 雨水出水とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても
 生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

(2) 対策強化流域、対策強化地区の設定

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。
 これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降
 雨に対して浸水被害の防止を目指す。

(3) 家づくり、まちづくり、避難方策の強化

大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供や災害発生
 時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

2 河川改修

(1) 現況

本区は、荒川、隅田川をはじめ大小8河川があり、洪水等過去幾度か被害に見
 舞われてきたが、近年治水事業の進展によって大河川による水害の危険は低下し
 た。

しかし、工場や商店、住宅の混在する過密地帯が多く、かつ積年の地盤沈下によ
 って大半が海面下となっており、高潮、洪水、大地震などの自然災害に対する安全
 性をさらに高めていかなければならない地域である。

河川の現況は、次表のとおりである。

番号	種別	河川名	管理者	区 域	区内 延長 (m)	平均 幅員 (m)
1	一 級	荒 川	国 国土交 通大臣	墨田五丁目～東墨田三丁目	3,600	450
2		隅田川	都 都知事	堤通二丁目足立区境～ 千歳一丁目江東区境	6,360	170
3		旧綾瀬川	区 区 長	墨田五丁目荒川分派点～ 堤通二丁目隅田川合流点	450	50
4		旧中川		東墨田三丁目荒川分派点～ 立花三丁目江東区境	2,767	70
5		北十間川		立花三丁目旧中川分派点～ 吾妻橋一丁目・向島一丁目隅田川合流 点	3,264	18
6		横十間川		業平五丁目北十間川分派点～ 江東橋四丁目江東区境	1,638	41
7		大横川		吾妻橋三丁目・業平一丁目北十間川分 派点～菊川三丁目江東区境	2,514	30
8		豎 川	江東橋四丁目江東区境～ 両国一丁目・千歳一丁目隅田川合流点	2,677	36	
		計			23,270	

※ VIII-06：既往水害被害状況調書（別冊資料 P337 参照）

（2）整備計画

ア 江東内部河川整備事業

（ア）昭和46年3月～

昭和46年3月に「江東防災総合委員会」から提言された「江東内部河川整備構想」を受け、「江東内部河川整備計画」が策定された。この計画では、次の三方式の整備により、耐震対策を進めることとした。

a 耐震護岸による整備（耐震護岸河川）

地盤が比較的高く、かつ、舟航量の多い西側地域においては、耐震護岸を整備する。

b 河川水位低下による整備（水位低下河川）

地盤が低く、かつ、舟航量が比較的少ない東側地域においては、平常水位を低下させ、併せて高水敷を整備して緑化等を図る。

c 埋立・暗渠化による整備（計画外河川）

雨水排水及び雨水貯留効果の少ない河川は、埋立・暗渠化により、土地利用の効率化を図る。

また、東側の水位低下河川については、計画常時水位を A.P. -3.00m とする。

→その後、昭和53年12月に第一次水位低下を実施し、実際の常時水位を A.P. ±0m に変更した。

（イ）平成元年3月～

その後、地盤沈下が沈静化したことや社会情勢が変化したことを受けて、平成元年3月に江東内部河川整備計画検討委員会により、既成計画が次のとおり見直された。

a 治水安全度を向上させるため、埋立・暗渠化により整備する計画であった大横川及び堅川の一部を、新規に耐震護岸河川として整備する。

b 地震水害に対する安全性を確保しつつ、水面の多様な利用の増進等を促すため、東側の水位低下河川の計画常時水位を A.P. -1.00m に改める。

→その後、平成5年3月に第二次水位低下を実施し、実際の常時水位を A.P. -1.00m に変更した。

（ウ）平成28年6月～

現在、内部河川の整備は、平成28年に策定された「荒川水系江東内部河川整備計画」に基づいて進められている。

イ 大横川親水河川整備

北十間川合流点から堅川合流点までの間において、昭和56年度から、計画区間約1.8kmのへドロ固化及び盛土造成工事を実施し、昭和62年度に完了した。その後、水遊びや散策ができる区民の憩いの場とするため、上部整備を実施し、旧撞木橋から堅川間を除き、平成5年4月1日から墨田区立公園条例の公園として開放している。

ウ 堅川親水河川整備

大横川合流点から、横十間川合流点間において、昭和63年度から基礎整備事業を実施した。その後、平成3年度から新辻橋～松本橋間の上部造成工事を実施

し、上部整備が完了した江東橋二丁目先及び同一・四・五丁目先の一部の範囲を、平成5年4月1日から墨田区立公園条例の公園として開放している。なお、上部整備未了範囲も順次整備し、開放していく。

3 内水排除

(1) 現況

江東三角地帯では、降雨多量の場合に、各区排水機場及び下水道局ポンプ所から排出される雨水により、内部河川の水位が上昇し、陸地に水が逆流するおそれがある。これを防止するため、下表の排水機場によって防潮堤外に排水し、逆流を防止する。

排水機場	所在地	排水能力 (1台)	台数
辰 巳排水機場	江東区辰巳一丁目44番	12m ³ /sec	4台
砂 町排水機場	江東区新砂三丁目8番地先	9m ³ /sec	4台
小名木川排水機場	江東区東砂二丁目17番1号	14.5m ³ /sec 9.0m ³ /sec	3台 1台
木 下 川排水機場	江戸川区平井七丁目34番25号	12m ³ /sec 5m ³ /sec	3台 2台
清 澄排水機場	江東区清澄一丁目2番37号先	16m ³ /sec	3台

本区は一般に平坦な低地であり、地盤の最高地は吾妻橋一丁目隅田公園付近でA.P.+4m、最低地点は立花三・六丁目旧中川ぞい付近でA.P.-1.2mとなっている。

また、区の大半の地域が地盤沈下の影響で東京湾平均満潮面より低い土地になっている。したがって、区全体はポンプ排水地域である。

近年都市化の進展、道路舗装等による流出係数の増大によって、一部の低地は集中豪雨時の雨水排除が困難となっている。このため、下水道の雨水排除能力の増大を図るべく、雨水幹線整備及び老朽化しているポンプ所の再構築を進めている。

また、区では、雨水の貯留及び地下浸透により地域の水循環の再生を図るとともに、都市型水害の防止をはじめ、非常時の防火用水や生活用水に利用することを目的に雨水の利用を推進している。

(2) 計画

下水道の雨水排除能力の増大に向け、ポンプ所や幹線管渠^{きょ}の整備を進めることにより、1時間50mmに対応する施設を早期に完成させていく。

また、今後新設する公共建設物については雨水利用施設の設置を原則としていくほか、民間建築物についても雨水の利用を指導し、その設置費の一部を助成するなどして、雨水利用を推進していく。

都下水道施設の現況は、次のとおりである。

ア 管渠^{きよ}施設

幹線	30,061m
枝線	345,058m
計	375,119m

イ ポンプ所

業平橋ポンプ所（ポンプ所増設中）、吾嬬ポンプ所（雨水ポンプ室再構築中）、隅田ポンプ所、吾嬬第二ポンプ所、両国ポンプ所の5か所であり、ポンプ所所在地、原動機、ポンプ、非常時最大排水能力及び現在有効排水面積は、別冊資料Ⅷ-07のとおりである。

※ Ⅷ-07：墨田区内東京都下水道局ポンプ所（別冊資料 P338 参照）

ウ 水再生センター

砂町水再生センター	江東区新砂三丁目9番1号
処理能力	日量 658,000m ³
その他	自家発電設備

第3節 広報・啓発

1 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

- (1) 区は、迅速かつ的確な情報の収集・伝達に努めるとともに、防災関係機関と連携し、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。
- (2) 区は、要配慮者が利用する施設や地下街等に対し、気象予報等の伝達を確実にを行うとともに、地下街管理者や住民などが必要としている情報をテレビ、ラジオ等マスメディアを通じ、迅速に提供するなど、マスコミ等との連携の強化を図る。
- (3) 区は、避難指示発令基準を設定する場合には、住民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを実施する。

2 区民への情報提供

(1) 墨田区水害ハザードマップ

想定される浸水の区域及び深さ、水害時避難場所等の情報を分かりやすく図示した「洪水ハザードマップ」を公表し、事前に区民へ周知することは、区民の危機管理意識の向上、自主的避難の確立等、洪水による被害の軽減に極めて有効である。

区は、平成20年5月に、荒川が氾濫した場合を想定した「墨田区ハザードマップ」を作成し、区内全戸に配付した。その後、窓口での配布、ホームページでの公開等により、区民等に対し周知を図ってきたところ、平成25年3月に、各地方公共団体が洪水ハザードマップを作成する際に参考になっている「洪水ハザードマップ作成の手引き」が改訂された。そこで、平成25年12月に、改訂された手引きを参考にハザードマップを修正するとともに、頻発する局地的集中豪雨にも対応できる

よう、都市型水害ハザードマップを加えた「墨田区洪水・都市型水害ハザードマップ」として作成し直し、平成26年2月に区内全戸に配付した。またその後、平成28年5月に、「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」を国が公表したことに伴い、平成30年3月に「墨田区水害ハザードマップ」として改定し、平成30年5月から6月にかけて区内全戸に配付した。また、令和4年3月に「墨田区水害ハザードマップ」を全面改定し、令和4年6月に全戸配布を行った。

※ VIII-09：墨田区水害ハザードマップ（別冊資料 P350 参照）

(2) 情報提供体制の強化

令和元年東日本台風で明らかになった課題への対応として、情報連絡体系の確認・整理、防災行政無線の運用改善等を行った。

第4節 高潮対策

[区、第五建設事務所、江東治水事務所]

都では、高潮に関する防災事業は、昭和24年8月のキティ台風や昭和34年9月に名古屋地方を襲った伊勢湾台風などを教訓に、伊勢湾台風級の台風による高潮からの防御を目標にした「東京都内における高潮対策に関する事業」により、国土交通省、都建設局、港湾局が分担し、外郭防潮堤、水門護岸などで概成している。

また、都においては、昭和49年低地防災対策委員会からは、より安全性が高く幅広い緩傾斜型堤防に改善するよう提言を受け、昭和55年度から緩傾斜型堤防整備事業に着手している。昭和60年度からは、スーパー堤防整備事業を、背後地の民間等が行う再開発と合わせて行い大地震に対する安全性を更に向上させるとともに、堤防の一部である根固め部をテラスとして先行的に整備し、水辺環境の向上を図っている。平成29年度には、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を示した図（高潮浸水想定区域図）を作成した。

これを受け、区においては、令和3年度の「墨田区水害ハザードマップ」の改定の際に、高潮浸水想定区域図に対応したマップを作製した。

第5節 洪水に備えた対策

[区、第五建設事務所、江東治水事務所、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

1 浸水想定区域の指定及び水深の公表

国又は都は、洪水予報河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。

区は、荒川水系洪水浸水想定区域に指定されている。

2 浸水想定区域における避難の確保及び浸水防止のための措置

(1) 洪水予報等の伝達方法

風水害編（応急・復旧対策計画）第3章第2節「水防情報」に準ずる。

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

風水害編（応急・復旧対策計画）第7章第2節「水害時避難計画」に準ずる。

中高層住宅・事業所ビル等の管理者及び所有者に対し、水害等（津波を含む。）による浸水時の近隣住民の一時避難受入協力について啓発し、地域の連携により避難体制を確保する。

（3）避難訓練の実施

浸水想定区域内の浸水防止対策を講じ、必要な訓練についても積極的に行う。

（4）地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場への対応

浸水区域内の地下街等、要配慮者利用施設又は大規模な工場で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、これらの施設の名称及び所在地（ただし大規模な工場については、区の条例で定める用途・規模に該当するもので、かつ施設所有者等の申し出があったものに限る）をあらかじめ把握し、洪水予報等の伝達方法を定め、これらの施設の管理者等に情報を伝達する。

ア 地下街等の対応

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための計画を作成し、区に報告するとともに、公表しなければならない。また訓練を行わなければならない。

イ 要配慮者利用施設の対応

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画を作成し、区に報告しなければならない。また訓練を行わなければならない。

※ VIII-08：要配慮者が利用する施設（別冊資料 P339 参照）

ウ 大規模な工場等の対応

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るための計画を作成し、訓練を行うよう努めなければならない。

（5）浸水想定区域内の地下街等の名称及び所在地

水防法（昭和24年法律第193条）第15条第1項第4号イで定める浸水想定区域内における地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。）で、その利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるものは、次に掲げる範囲の施設とする。

ア 地下街等の範囲

地下街等の範囲は、浸水想定区域内に所在する施設のうち、次のいずれかに該当する施設とする。

（ア）消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定により、防火管理者

を定めなければならない防火対象物で、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1 16の2（地下街）に掲げる防火対象物の用途に供されているもの。ただし、施設関係者のみが利用するものを除く。

- (イ) 地階に駅舎を有するもの。
- (ウ) その他、区長が必要と認めるもの。

イ 地下街の名称及び所在地

- (ア) 該当なし
- (イ) 下表のとおり

番号	施設名称	施設所在地
1	東京メトロ半蔵門線錦糸町駅	江東橋3-14-6先
2	京成押上線・都営浅草線押上駅	押上1-8-21先
3	東京メトロ半蔵門線・東武伊勢崎線押上駅	押上1-1-65
4	都営大江戸線両国駅	横網1-4-29
5	都営新宿線菊川駅	菊川3-16-2
6	都営浅草線本所吾妻橋駅	吾妻橋3-7-16先

- (ウ) 該当なし

(6) 広域的な水没への対応

広域的な水没の危険に備えて、円滑な避難誘導が可能となるよう、都・区が国等と連携のもと、避難シナリオや避難計画の策定を進めるとともに、広域避難の実施体制の確立を図る。

3 地下空間への浸水被害対策

(1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策

ア 適切な地下利用への誘導

区は、都と連携し、条例・要綱等の活用により、適切な地下空間の利用の誘導方策を検討する。

イ 大規模地下空間における浸水対策の促進

地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と行政が連携し、施設別の地下浸水対策を行うなど、先行的に対策を促進する。

(2) 施設管理者等への情報提供

区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

(3) 地下空間管理者による情報判断

地下空間管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図をもとに、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路の確保に努める。

また、地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めに警戒策を講じる。

4 墨田区水害ハザードマップの作成・公表（区）

第3節 広報・啓発 2 区民への情報提供（1）墨田区水害ハザードマップを参照

5 事前防災行動計画（タイムライン）

荒川下流河川事務所では、自治体（足立区・北区・板橋区）、鉄道事業者、ライフライン事業者等とともに、それぞれが行うべき行動を時間軸に沿って決めておくタイムラインを策定し、平成28年3月にタイムライン試行版の運用を開始した。平成29年6月には、墨田区を含む16自治体に拡大した「荒川下流タイムライン（拡大・試行版）」を策定・公表した。区では、今後、本タイムラインの運用を通じて、内容の振り返り・見直しを行っていく。

また東京都では、住民が気象情報や避難情報に応じた、避難に向けた適切な行動を時系列で整理することができ、いざという時に慌てずに行動することができるよう「東京マイ・タイムライン」を令和元年度に作成し、市町村や学校等へ配布しているほか、学校や自治会等を対象としたセミナー等を実施している。

第6節 都市型水害に備えた対策

[区、下水道局東部第一下水道事務所、第五建設事務所、江東治水事務所、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

1 基本的な考え方

ハード面における対策としては、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設などの流域対策、さらに河川と下水道の連携による浸水対策を進める。

ソフト面の対策としては、事前情報の周知の観点から、浸水被害の軽減に有効である水害ハザードマップを作成、公表するとともに、浸水時の情報提供についても既存の情報システムの拡充や更なる伝達ルートの開発等を検討する。

さらに洪水時の避難指示の基準の整備、水防資材の整備等を含めて、都と区が連携して迅速で確実な避難・防災体制の整備・確立を行う。

これらのハード対策及びソフト対策を組み合わせた浸水対策を構築し、それをさまざまな機会に区民に広報・啓発活動を行うことで、被害を最小限に抑える。

2 区民への浸水情報の提供

(1) 雨量・気象情報等の即時伝達

ア 各管理者の役割

都	降雨に関する情報を提供する。 水防災総合情報システムのホームページを通じて、水位・雨量情報を提供する。
水防管理者(区)	住民からの通報や気象情報の問い合わせ窓口を充実する。
地下空間管理者	地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。

3 避難体制等の整備・確立

(1) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

区は、水災対策の要である防災拠点施設が、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

(2) 資器材、物資の備蓄

区は、水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう地域防災計画、体制を点検し、充実を図る。

(3) 土のうステーション

区民等の自主的な水防活動を促すとともに、都市型水害の減災に資するため、平成27年6月から「土のうステーション」を設置している。土のうステーションの利用対象者は、墨田区民及び墨田区内個人事業者としている。設置場所は次のとおりである。

【土のうステーション設置場所】

設置場所	住所	設置年度
若宮公園	本所二丁目2番19号	H27
吾嬬西公園	八広六丁目53番16号	H27
立花公園	立花一丁目27番5号	H27
錦糸堀公園	江東橋四丁目17番1号	H28
ふじのき公園	東向島二丁目7番5号	H28
つばき公園	墨田五丁目33番9号	H28
平井橋倉庫	立花三丁目29番10号	H28
菊川公園	立川四丁目12番21号	H29
横川公園	東駒形四丁目18番21号	H29
業平公園	業平二丁目3番2号	H29
東墨田公園	東墨田三丁目4番14号	H29
隅田児童遊園	墨田四丁目23番12号	H29

第7節 津波対策

震災編第5章予防対策第3節「津波対策」に準ずる。

第2章 都市施設対策

- 電気、ガス、水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設について、平常時から、それらの機能が十分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限に止めるための安全化対策等を行う。

第1節 ライフライン施設

[水道局、下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスネットワーク、NTT 東日本]

1 水道施設防災計画（水道局）

震災編第4章予防対策第4節「ライフライン施設の安全化」に準ずる。

2 下水道施設防災計画（下水道局東部第一下水道事務所）

震災編第4章予防対策第4節「ライフライン施設の安全化」に準ずる。

3 電気施設防災計画（東京電力パワーグリッド江東支社）

震災編第4章予防対策第4節「ライフライン施設の安全化」に準ずる。

4 ガス施設防災計画（東京ガスネットワーク）

ガス施設の風水害対策として、これらの災害の発生に対し機能に重大な支障が生じないような対策を講じている。

（1）ガス製造設備

ア 浸水のおそれのある設備には、防水壁・防水扉・排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類のかさあげによる流出防止措置等必要な措置を講ずる。

イ 暴風雨・大雪等の影響を受けやすい箇所は固定又は必要に応じて補強を行う。

ウ 暴風雨・大雪等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

（2）ガス供給設備

暴風雨・大雪等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線・橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

※ 上記以外の計画については、震災編第4章予防対策第4節「ライフライン施設の安全化」に準ずる。

5 電信電話施設防災計画（NTT 東日本）

非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、特に風水害を中心として、通信の疎通維持、応急復旧作業を迅速に行うことを目標とし、予防対策、非常招集態勢の確立、機動力の整備、資材・工具の確保に万全を期する。

第2節 道路及び鉄道施設

[区、第五建設事務所、首都高速道路東京東局、JR 両国駅、JR 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]

1 道路、橋梁防災計画

道路、橋梁について、災害時における住民避難及び災害復旧活動等に支障がないよう平常時より整備しておくものとする。

道路は、区内全面舗装済であり、道路自体は水害による破損のおそれはないと思われるが、道路冠水により災害応急活動に支障のないよう、側溝及び溝渠の整備、しゅんせつ等により溢水を防止する。

橋梁については、暴風及び洪水にも十分耐え得るよう設計されているが、荷重制限のある橋や老朽化した橋について、逐次改修中である。

※震災編第4章予防対策第1節「道路及び鉄道施設の安全化」参照

2 鉄道施設防災計画

震災編第4章予防対策第1節「道路及び鉄道施設の安全化」に準ずる。

第3章 応急活動拠点等の整備

震災編第4章予防対策第3節「緊急輸送ネットワークの整備」、震災編第6章予防対策第1節第1項「活動庁舎の整備」、同章予防対策第5節第1項「オープンスペースの確保」、震災編第7章予防対策第1節「防災機関相互の情報通信連絡体制の整備」、震災編第11章予防対策第1節「食糧及び生活必需品等の確保」に準ずる。

第4章 地域防災力の向上

震災編第2章予防対策第1節第1項「区民等の役割」、同章予防対策第2節第1項「住民防災組織等の強化」、同章予防対策第4節第1項「事業所防災体制の強化」、同章予防対策第6節「区民・行政・事業所等の連携」、震災編第3章予防対策第4節第4項「危険物施設の防災組織」、震災編第10章予防対策第2節「要配慮者の安全確保」に準ずる。

第1節 区民等の役割

- 1 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく発表される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- 2 区で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- 3 水、食糧、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 4 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 5 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 6 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- 7 浸水が心配される場合は、都や国がインターネットや携帯電話で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を安全な場所に移しておく。
- 8 都・区等が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 9 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 10 雨水をスムーズに排水するため、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。

第2節 住民防災組織の強化

第1項 住民防災組織等の役割

地域組織及び住民が自主的に結成した住民防災組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

- 1 防災に関する知識の普及
- 2 情報伝達、救出救助、応急救護、避難など各種訓練を実施
- 3 避難、救助、救護、炊出資器材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレの備蓄
- 4 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- 5 地域内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備
- 6 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- 7 行政との連携・協力体制の整備
- 8 要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営支援

第2項 住民防災組織の充実

1 住民防災組織の結成促進

- (1) 区は、住民への積極的な指導・助言により、住民防災組織の組織化を進める。
- (2) 区は、都と連携し、住民防災組織の活性化を目指して、より一層きめ細やかな指導・助言を行う。

2 住民防災組織の活動環境の整備

区は、活動用資器材及び住民防災組織の活動拠点の整備の充実を図る。

3 住民防災組織の訓練用資器材整備

区は、都と連携し、住民防災組織等が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や実技体験訓練等を行う上で必要な訓練用資器材を整備していく。

4 住民防災組織の活性化

区は、消防署などと連携し、各種防災訓練での技術指導等を通じて、住民防災組織の活性化に努めていく。

第3節 行政・事業所・都民等の連携

区及び関係防災機関は、災害から地域ぐるみで地域社会を守っていくことを目的とした次の対策を推進し、地域における防災連携体制を確立する。

1 連携・協力体制

地域の住民防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の確立に努める。

2 地域コミュニティの活性化

町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図っていく。

3 合同防災訓練の実施

地域の防災体制を確立するため、地域の防災機関、住民防災組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を重視するとともに、地域住民が主体となった防災訓練の充実を図っていく。

4 地区防災計画の作成

区民等から地区防災計画の提案があった際は、必要があると認められれば地域防災計画の中に位置付ける。

第5章 ボランティア等との連携・協働

震災編第2章予防対策第5節「ボランティア等との連携・協働」に準ずる。

第1章
水害予防対策

第2章
都市施設対策

第3章
応急活動拠点等の整備

第4章
地域防災力の向上

第5章
ボランティア等との連携・
協働

第6章
防災運動の推進

第6章 防災運動の推進

第1節 防災意識の啓発

[各機関]

震災編第2章予防対策第1節第2項「防災意識の啓発」、同節第3項「防災訓練の充実」に準ずる。

第1項 防災広報の充実

- 1 各防災機関が行う広報内容の基準
 - (1) 台風・津波・高潮・局所的集中豪雨に関する一般知識
 - (2) 各防災機関の風水害対策
 - (3) 竜巻に対する備え
 - (4) 局所的集中豪雨対策
 - (5) 家庭での風水害対策
 - (6) 避難するときの注意
 - (7) 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
 - (8) 土砂災害に対する心得
 - (9) 台風時の風に対する対策
 - (10) 災害情報の入手方法
 - (11) 応急救護の方法
 - (12) 住民防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
 - (13) 避難指示等に関する取扱い

2 各防災機関の広報

機関名	内 容
区	防災パンフレットの配布や講習会、SNSを用いた情報配信、防災訓練の実施、海拔表示板の設置などを通じて、住民の防災意識の向上を図る。
東京消防庁第七消防方面本部 本所・向島消防署	1 チラシ、小冊子等広報印刷物、デジタルサイネージ、アプリ、SNS、ホームページ及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。 2 都民防災教育センターにおいて、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の擬似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。 3 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発 4 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入推進

第2項 防災教育の充実

機関名	内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災セミナーや各種講演会等を開催し、住民の防災知識の向上を図る。 2 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 3 各避難所運営主体による避難所運営訓練、総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援
東京消防庁第七消防方面本部本所・向島消防署	<p>過去の消防活動や経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から都民が自らの生命・身体・財産を確実に守ることができるようさまざまな普及啓発を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性を普及啓発する。 2 都総務局と連携し、東京マイ・タイムラインの普及啓発を行う。 3 家庭で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。 4 都民防災センターにおいて防災知識の普及啓発を図るとともに、風水害コーナーで災害疑似体験訓練を行う。 5 児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。 6 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。

第3項 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

- 1 区は、児童・生徒の発達段階に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。
- 2 区は、都民防災教育センター等を活用し、地域の防災教育を広める。
- 3 消防署は、学校と連携し、児童・生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施する。

第2節 水防訓練の充実

[各機関]

水防法又は東京都水防計画に対象とする災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、被害を未然に防止し、又は被害を最小限に止め得るよう区の地域における水防活動の円滑な実施を期するため、各防災関係機関の協力体制及び水防工法に習熟するための訓練を実施する。

1 区の訓練

機関名	内 容
区	<p>区は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。</p> <p>1 訓練実施機関 区（水防管理団体）</p> <p>2 参加機関 区、地域住民、事業者、消防署、消防団及び防災関係機関</p> <p>3 訓練項目 本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練</p>

各消防署、消防団、区その他防災関係機関

原則として毎年台風シーズン前に実施する。

2 水防訓練

機関名	内 容
区	<p>防災関係機関と協力又は協働し水防訓練を実施する。</p> <p>参加機関 区、消防署、消防団、都関係各局、警視庁等</p>

